

○財務省告示第三十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十九年一月十三日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第五十  
三回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十七  
条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。

八 最 低 額 面 金	口					七 払 込 金 額	口					六 発 行 額	口															
	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 I	者 第 I	特 別 参 加		国 債 市 場	入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 I	者 第 I		特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 I	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場								
五 万 円					円	七 万 六 千 九 百 六 十 八 億 六 千 五 百 三 十 八 万						で 七 百 六 十 六 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	五 万 七 千 九 百 十 九 億 八 千 九 百 三 十	二 千 七 百 九 十 九 億 八 千 九 百 三 十	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発 行 し	六 十 五 万 円 、 同 法 第 六 十 七 億 千	額 面 金 額 四 十 四 千 二 百 七 十 七 億 千	発 行 し た 利 息	四 十 七 億 千	う ち 、 特 別 計 に 関 する 法 律 第	額 面 金 額 七 千 二 百 二 十 七 億 円	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

九 振 額 替 単 位	十 十 一 行 行 日	十 十 一 行 行 日 イ 格 競 争 格 ロ 札 発 行 争 格	特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 価 格 競 争 入 札 発 行	十 十 三 二 の 経 利 行 払 過 入 札 発 行 み 子 率	額面金額の総額 $\times \frac{0.6}{100} \times \frac{24}{365}$	十 四 初 期 利 子	平成二十九年六月二十日を支払 期とし、次の算式により算出し た金額を支払う。ただし、支払 期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う（以 下、次号及び第十六号において 規定する期日について同じ。）。	十 五 第 二 期 以	毎年六月二十日及び十二月二十 額面金額 $\times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$
-------------------	----------------	--	--	---	--	----------------	--	----------------	--

